

4

4 遺言書の検認

## 4 遺言書の検認

## POINT

検認を欠く自筆証書遺言による登記申請は、却下される。

- 1 遺言書は、相続の開始後、公正証書遺言（民969）（131）の場で、家庭裁判所の検認を受ける必要があります（民1004）。
- 2 家庭裁判所の検認は、その現状を保全する手続であり、遺言の適否、遺言者の真意の有無、その効力の有無を決するものではありません。しかし、不真正な遺言執行の防止の機能があります。

先例（平7・12・4民三4343）は、自筆証書遺言（185）が添付所有権の移転の登記の申請の場合、検認を経ていることを要し、検認を欠く申請は却下される（不登25九）としています。

3 封印されている遺言書は、家庭裁判所において開封することがありますが、上記のように、検認は遺言の効力の有無を欠する

148 債権者取消権（詐害行為取消権）

105

## 148 債権者取消権（詐害行為取消権）

## POINT

債権者は、債務者が登記名義を移転しても、債権者取消すると、登記名義を債務者に戻すことができる。

- 1 債権者取消権とは、自己の債権の弁済確保のため、債務少行為（詐害行為）を債権者が取り消す権利です。

例えば、債務者Bが、自己の資産状態が悪化し、債権の弁済の資力がなくなったにもかかわらずBが所有物をた場合、この権利の行使によりAは責任財産の確保のための法律行為を取り消すことができます。また、今般の民権法）により、民法424条は一部改正され、債権者取消権「法律行為」から「行為」となりました（改正民（債権）424で、法律行為ではない「弁済」や「債務承認」、「履行」ります）。

- 2 この権利行使は裁判上で行使しなければならず、その者との間にのみ生じ、詐害行為はなかったものと取り扱う債権者は優先的な地位を有するものではありません（判例この点、今般の民法改正（債権法）により、受益者又は告とする規定が新設されました（改正民（債権）424の7①）。

また、取消権の行使の効果について、従前は、債務者ないと解されていたところ、取消権の効果は債務者にも及れました（改正民（債権）425）。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8486 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2021.1)5100411  
この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インク」を使用しています。

19 遺留分減殺請求権行使と登記方法

19

## 19 遺留分減殺請求権行使と登記方法

## POINT

遺留分減殺請求権は、「遺留分減殺」を登記原因とする所有権の移転の方法により行使される。もっとも、今般の民法改正（相続法）により、金銭の支払請求の方法によってのみ行使される。

- 1 現在の積極相続財産から、贈与、遺贈、「相続させる」旨の遺言（6）による所有権の移転の額を引くと、遺留分の額に達しない場合に、遺留分が侵害されたこととなります。この場合に、遺留分権利者が自己の遺留分を保全する限度で、既になされた贈与等による給付の返還等を請求するのが遺留分減殺請求です（民1031以下）。

その性質は、遺留分減殺請求という意思表示によって、減殺の効果（実務上は所有権の移転）が発生する形成権と解されます。

- 2 遺留分に反する処分は当然には無効ではなく、遺留分減殺請求の対象となるものの（最判昭35・7・19民集14・9・1779）、この処分に基づく所有権の移転の登記ができます（昭29・5・6民甲968）。

この場合、遺留分権利者が自己の権利を登記するには、既になされた移転の登記を抹消するのではなく、遺留分権利者を登記権利者、

379 配偶者居住権

380 配偶者の地位

323

## 379 配偶者居住権

## POINT

被相続人の配偶者は、相続の開始の時に居住していた建物を原則としてその死亡まで無償で使用、収益することができる。

- 1 配偶者居住権とは、被相続人の死亡時に被相続人の所有する建物に居住していた配偶者が、原則として死亡するまで無償で使用、収益する権利です。遺贈、遺産分割によって取得されます（改正民（相続）1028・1029）。

その目的は、配偶者の居住の保護にあり、配偶者居住権の取得により居住権以外の財産に対する取り分は減少するものの（234）、建物自体を相続した場合よりも評価額が低くなるとされるので、他の財産も可能な限り取得することができます（改正民（相続）1031）。

- 2 この配偶者居住権は登記の対象となり、当該建物の所有者は、この配偶者に対して居住権の設定の登記の義務を負うとされました（改正民（相続）1031）。

これにより不動産登記法も改正され、登記することができる権利に配偶者居住権が加えられ（改正不登3九）、その登記事項も規定されました（改正不登81の2）。

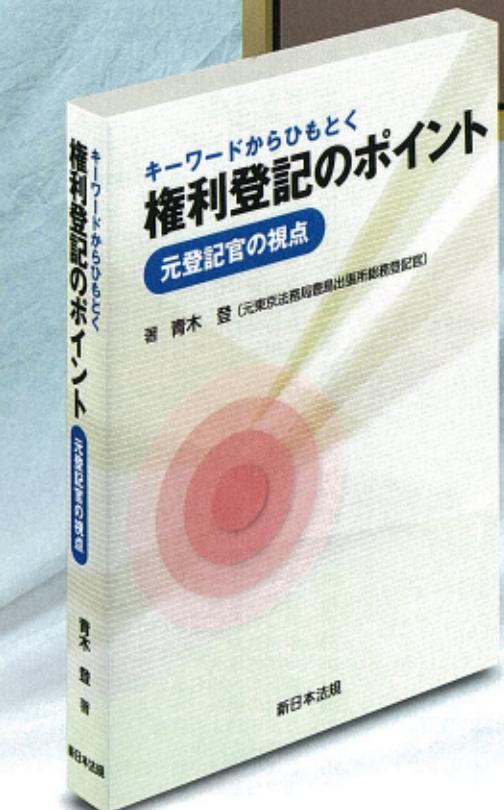
キーワードからひもとく

## 権利登記のポイント

## —元登記官の視点—

著

青木 登（元東京法務局豊島出張所総務登記官）



不動産登記法から  
民法、税法等の関連法までの幅広い  
分野から、登記実務上のキーワードを  
厳選！

特色

登記に携わる実務家が理解しておくべきキーワードを元登記官が必要かつ十分な範囲で解説！

債権法改正や相続法改正など、近時の法改正に対応した最新版！

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00

WEBサイト <https://www.shn-hoki.co.jp/>E-mail [eigyo@shn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@shn-hoki.co.jp)

法令情報を配信！

電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!!

〈電子版〉  
定価 4,290円(本体3,900円)

総合法令情報企業として社会に貢献

 新日本法規出版

f 公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信



# 掲載内容

- 1 惡意占有による時効取得  
2 明渡猶予制度  
3 遺言執行者の権利義務  
4 遺言書の検認  
5 遺言による意思表示  
6 遺言の解釈と登記原因  
7 遺言の準拠法  
8 遺産相続の対象  
9 遺産分割協議書上の押印  
10 遺産分割による権利の移転  
11 慰謝料の被担保権適格性  
12 遺贈による所有権の移転  
13 一物一権主義と登記  
14 一般承継人による登記  
15 一般的な先取特権の登記  
16 委任による代理人の登記申請  
17 「委任の終了」による所有権の移転  
18 違法金の登記の方法  
19 遺留分減殺請求権行使と登記方法  
20 遺留分権利者とその割合  
21 隠居の要件と効果  
22 請負による所有権の帰属  
23 受戻権行使による所有権の移転  
24 氏の変動と登記名義人の氏名変更  
25 訴えと登記申請人  
26 永久永小作権の「期間」  
27 「永久」地上権の有効性  
28 営業財産の内容  
29 永小作地の自作農創設特別措置法による買収  
30 延滞税と抵当権設定の登記  
31 応急措置法による相続分と遺留分  
32 親子関係不存在確認の訴えによる戸籍訂正  
33 外国会社の認証  
34 外国通貨表示の担保権の通貨表示の変更  
35 会社合併による権利義務の承継  
36 会社分割による権利義務の承継  
37 解除の効果と登記の方法  
38 買主の地位（契約上の地位）の譲渡  
39 回復登記  
40 買戻し特約の機能  
41 買戻し特約の登記方法  
42 解約の効果と抹消登記原因  
43 家屋番号  
44 確定判決と同一の効力を有する証書による単独申請  
45 確定判決の登記上の効力  
46 確認の訴え  
47 合併による所有権登記  
48 家督相続による財産の承継  
49 仮差押えの方法  
50 仮執行宣言付判決による登記  
51 仮処分の登記（保全仮登記を除く）  
52 仮処分の登記に後れる登記の抹消  
53 仮登記された所有権、所有権移転請求権の移転  
54 仮登記担保権の抵当権的効力と本登記手続  
55 仮登記に基づく本登記  
56 仮登記の順位保全効  
57 仮登記を命ずる処分と仮登記原因の疎明  
58 換価分割の方法  
59 換地  
60 元本確定後にできる事項  
61 元本確定事由と登記の要否  
62 元本確定による根抵当権の性質の変化  
63 元本確定前でできる事項  
64 機械器具目録  
65 期間の計算方法  
66 企業担保権の目的と登記の効力  
67 期限付法律行為の登記方法  
68 期限の利益の機能  
69 議事録作成の必要性  
70 既判力の実体的確定力  
71 記名押印による書面の真正の担保  
72 却下事由の存在と登記申請  
73 給付の訴え  
74 休眠担保権の登記の抹消  
75 共益費の内容  
76 強制管理の方法  
77 強制競売の方法  
78 供託の効果  
79 共同申請  
80 共同相続  
81 共同抵当と後順位抵当権者の代位  
82 共同根抵当権の成立要件  
83 共有の性格と共有持分権  
84 共有物分割特約の登記  
85 共有物分割の方法  
86 極度額の機能  
87 極度貸付を担保する担保物権  
88 居所と遺言の準拠法  
89 寄与分の確定と相続登記  
90 金銭債権の性質とその担保  
91 均分相続の形態  
92 具体的な相続分の算出  
93 国又は地方公共団体の嘱託登記  
94 区分地上権の設定  
95 契約の意味  
96 形式的確定力の種類  
97 形式的審査主義による登記申請の審査  
98 繼親子の法律関係  
99 形成権行使の効果  
100 形成の訴え  
101 繙続的取引契約  
102 競売の種類と所有権の移転の登記  
103 契約の種類と分類  
104 契約の成立と契約自由の原則  
105 原状回復による権利の変質  
106 限定承認の効果  
107 底度貸付を担保する担保物権  
108 検認手続の目的と効果  
109 現物出資による所有権の移転  
110 元物としての元本  
111 現物分割の方法  
112 原本還付できる書面とその手続  
113 原本・謄本（抄本）・正本  
114 権利質と登記記録  
115 権利に関する登記  
116 権利能力なき社団（財団）の登記能力と強制執行  
117 権利の消滅の定め  
118 権利部の記録事項  
119 権利変換による所有権の変更  
120 合意解除・合意解約の異同  
121 合意の登記  
122 更改と新債務の担保  
123 交換の効果  
124 後見人の種類と権限  
125 公示催告の効力  
126 公示による意思表示  
127 公示の原則と登記  
128 工場財団の設定と登記  
129 公証人による文書の真正担保  
130 公信の原則と登記  
131 公正証書遺言の確実性  
132 公正証書と登記申請  
133 更正登記  
134 公知の事実と登記原因証明情報の要否  
135 公売処分による嘱託登記  
136 高齢者消除  
137 國際公法の意義と目的  
138 国税徴収法・國税通則法による国税等の徴収  
139 戸主と家督相続制度  
140 戸籍の附票の機能  
141 戸籍簿・除籍簿の編製と再製  
142 婚姻の効果  
143 混同による権利の消滅  
144 債権一部譲渡・債権一部代位弁済  
145 債権額の変更と抵当権の変更  
146 債権質としての抵当権付債権質入  
147 債権者代位権  
148 債権者取消権（詐害行為取消権）  
149 債権譲渡と対抗要件  
150 債権の性質と登記  
151 財産分与による所有権の移転  
152 祭祀財産の承継の登記  
153 採石権の物権性  
154 再代裏による相続  
155 財団抵当の制度  
156 再売買の予約  
157 債務承認による抵当権の設定  
158 債務引受けの効果  
159 債務名義による強制執行

- 160 錯誤の効果  
161 差押えの種類と方法  
162 更地と建物の抵当権の関係  
163 参加差押えの効力  
164 死因贈与の性質と仮登記  
165 資格者代理人の本人確認情報  
166 敷金の定義  
167 始期・終期の公示方法  
168 地敷付き区分建物  
169 事業に係る債務についての保証契約  
170 事業用定期借地権  
171 時効の効果  
172 自己契約の効果  
173 自己借地権の要件  
174 自己信託と権利の変更の登記  
175 自作農創設特別措置法による所有権の移転  
176 自主占有・他主占有と時効取得  
177 事前通知による本人確認  
178 「地代」の意味  
179 質権の性質と登記事項  
180 執行文の意義と種類  
181 執行力ある確定判決の判決書の正本  
182 失踪宣告  
183 指定債務者の公示と根抵当権の状態  
184 自白・擬制自白・欠席裁判と証明の要否  
185 自筆証書遺言の要件と検認の必要性  
186 指名債権の譲渡制限  
187 受遺者の地位  
188 住所の公示  
189 徒物・附属建物  
190 重利の約定  
191 主たる債務・従たる債務  
192 主登記  
193 文主の明示  
194 順位変更  
195 準拠法の指定  
196 準消費貸借の成立  
197 準法律行為と法律行為の異同  
198 承役地の定義と登記事項  
199 承継執行文の付与の効力  
200 条件と登記事項  
201 証書貸付の根抵当権による担保  
202 承諾の意義  
203 譲渡担保による所有権の移転  
204 消費貸借の成立要件  
205 所管換えの登記  
206 嘴託登記  
207 除権決定による登記の抹消  
208 庶子の旧民法上の意義  
209 処分証書による法律行為  
210 処分制限の登記  
211 署名の意義  
212 親権の行使の方法  
213 申請情報  
214 申請代理人  
215 真正な登記名義の回復  
216 信託の構造  
217 推定相続人の意義  
218 隨伴性の効果  
219 数次相続と中間省略登記  
220 請求棄却の判断  
221 請求権と債権  
222 請求の趣旨と判決主文の関係  
223 清算結果の登記と権利の登記の申請  
224 善意占有による時効取得  
225 相殺による債務の消滅  
226 相続関係明認  
227 相続欠格の効果  
228 相続財産管理人の権限  
229 相続財産の意義  
230 相続財産法人の登記方法  
231 相続人の系統  
232 相続人廃除の対象と効果  
233 相続人不存在の意味  
234 相続分の決定とその割合  
235 相続分の譲渡  
236 相続放棄申述書の受理の効果  
237 相続放棄の意義と効果  
238 双方代理の効果  
239 双務契約の意義  
240 総有の公示  
241 贈与の性質と種類  
242 届人法主義の意義  
243 届地法主義の意義  
244 組織変更と会社の同一性  
245 税税債権と他の債権の優劣  
246 損害金の定め  
247 損害賠償額の予定  
248 損害賠償による代位  
249 尊属・卑属の意義  
250 代位原因と代位申請  
251 代位弁済の効果  
252 代価弁済による抵当権の消滅  
253 対抗要件の具備と権利の変動の主張  
254 第三債務者の意義  
255 第三者の許可・同意・承諾  
256 第三者のためにする契約  
257 第三者の弁済  
258 第三取扱による抵当権消滅請求  
259 胎児の相続の登記  
260 代襲相続の発生  
261 代償分割の意義  
262 満納処分による差押え  
263 代物弁済の成立要件  
264 代物弁済予約に基づく仮登記  
265 代理権不消滅による登記申請  
266 諸成契約の成立要件  
267 建物の認定と抵当権の設定  
268 単独行為の性質と種類  
269 単独申請  
270 担保の十分性を証する書面  
271 担保物権の意義と種類  
272 地役権固面  
273 地役権の設定と目的  
274 地縁団体の登記能力  
275 地上権の設定  
276 地上権の存続期間と地上権の移転の登記  
277 地番と住居表示  
278 嫁出でない子の法的地位  
279 中間省略登記  
280 調停成立の効力  
281 直系血族・傍系血族の意義  
282 貸借権の譲渡・転貸  
283 貸貸借の効力  
284 賃料の表示方法  
285 追加設定（根抵当権）  
286 追加設定（普通抵当権）  
287 追認の効果  
288 通達の拘束力  
289 通知の種類  
290 通謀虚偽表示に基づく登記  
291 定期借地権における特約  
292 定型約款の意義  
293 停止条件付法律行為の効力  
294 抵当権設定信託（セキュリティ・トラスト）の構造  
295 抵当権の処分  
296 抵当権の本質  
297 抵当証券  
298 手形貸付の意義  
299 手形債権（小切手債権）の根抵当権による担保  
300 手形割引の意義  
301 手付の性質と契約の解除  
302 手続法と実体法の関係  
303 典型契約と混合契約  
304 電子記録債権の根抵当権による担保  
305 転抵当の構造と被担保債権額  
306 添付情報  
307 転付命令  
308 同意の効力  
309 同意の登記  
310 登記  
311 登記官  
312 登記完了証  
313 登記記録  
314 登記原因  
315 登記原因証明情報の記載内容  
316 登記権利者・登記義務者  
317 登記識別情報の機能  
318 登記識別情報の通知  
319 登記識別情報の提供の要否  
320 登記事項  
321 登記上の利害関係を有する第三者（登記の抹消の場合）  
322 登記上の利害関係を有する第三者（変更登記・更正登記の場合）  
323 登記申請意思の擬制  
324 登記申請行為能力  
325 登記済証  
326 登記することができる権利  
327 登記することができる物権変動  
328 登記請求権  
329 登記の効力  
330 登記の目的  
331 登記引取請求権  
332 登記簿  
333 登記名義人  
334 登記名義人の氏名等の変更（更正）  
335 当座貸越しによる債権の担保方法  
336 動産抵当の根拠法  
337 同時死亡の推定の効果  
338 同時履行の法律関係  
339 到達の状態  
340 特定承継・一般承継  
341 特別縁故への相続財産の分与  
342 特別受益者の相続分  
343 特別代理人の選任と権限  
344 土地改良事業  
345 土地区画整理事業  
346 土地取引法による所有権の移転  
347 土地の単位  
348 取扱店の表示  
349 取消権者と取消しの効果  
350 取締役の選任と権限  
351 内縁関係の効果  
352 内国会社・外国会社の区別  
353 二重差押え  
354 二重売買による登記の履行不能  
355 入籍すべき戸籍  
356 入夫婚姻・婿養子縁組婚姻の相違  
357 任意代理人による復代理人の選任  
358 任意の申請情報  
359 認証の作用  
360 認証調査  
361 認知の効果  
362 認定死亡の記載と相続の開始  
363 根抵当権  
364 根抵当権の一部譲渡  
365 根抵当権の元本確定  
366 根抵当権の債権の範囲  
367 根抵当権の処分  
368 根抵当権の全部譲渡  
369 根抵当権の転抵当  
370 根抵当権の分割譲渡  
371 根抵当権の優先の定め  
372 根保証契約  
373 年利による利息の定め  
374 年齢計算の方法  
375 農業委員会の許可の効力  
376 農業動産信用法による抵当権の設定  
377 農地の遺贈と農地法の許可  
378 農地の買戻しと農地法の許可  
379 配偶者の居住権  
380 配偶者の地位  
381 売買による所有権の移転  
382 売買の一方の予約  
383 破産手続開始の効果  
384 破産廃止による破産の終了  
385 半血兄弟の相続分  
386 判決・決定・命令の形式  
387 判決による登記  
388 判決の更正  
389 判決理由による登記原因の表示  
390 反対給付と同時履行  
391 反致による準拠法の決定  
392 被担保債権の表示  
393 必要費の具体例  
394 否認の登記  
395 密密証書遺言の転換  
396 表題登記  
397 附加一体物と抵当権の効力  
398 不可分債権の意義  
399 不可分性と被担保債権の弁済  
400 付款  
401 付記登記  
402 復氏の効果  
403 復代理人の権限  
404 付合  
405 在在者の財産管理人の権限  
406 付従性の法律関係  
407 附属建物  
408 負担付贈与の対価関係  
409 負担部分の弁済と求償権

内容を一部変更することができます  
で、ご了承ください